

第 469 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 9 月 28 日(木) 10:00～10:12

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、「第469回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

また、本日、北本委員は御欠席の予定でございます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、議題の(1)「消費者庁から提出された意見文書への回答(案)について」に関しまして、田中総務課長から御説明を、よろしく願いいたします。

○田中総務課長 それでは、資料 3 を御覧いただけますでしょうか。「消費者庁から提出された意見文書への回答(案)について」でございます。

「本件の対応経緯」でございます。

消費者庁より、本年 9 月 7 日付けで、当委員会事務局に対して料金制度専門会合等の委

員等の構成を検討するよう、消費者庁文書の提出がなされ、9月8日に開催された第465回電力・ガス取引監視等委員会において、消費者庁文書に対する方針について審議をしたところでございます。

前回委員会における審議を踏まえ、9月13日に第47回料金制度専門会合を開催し、規制料金審査の経緯等を改めて整理した上で議論を行うとともに、規制料金等のフォローアップを十分に実施するための対応として、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおけるフォローアップ体制の拡充という観点から、今後、オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討を進めることが妥当と整理されたことから、この審議結果を踏まえ、改めて電力・ガス取引監視等委員会において消費者庁への回答案を検討することとなっていたところでございます。

後ろの3ページの〈参考1〉に、前回の委員会における審議における概要ということで記載をしております、〈参考2〉に、9月13日に開催されました料金制度専門会合での主な御意見の概要ということで載せさせていただいております。

1ページ目に戻っていただきまして、2.の「前回委員会及び第47回料金制度専門会合の議論結果を踏まえた回答方針案」でございますが、前回委員会での審議において、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗ワーキンググループの座長及び委員の構成については、適切な構成がなされているとの見解が示されております。

加えて、第47回料金制度専門会合において、消費者庁文書に記述のある規制料金等のコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施することについては、フォローアップ体制の拡充という観点から、今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め、検討を進めていくことが妥当との見解が示されております。

2ページでございますが、これらの見解等を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長名にて、別紙のとおり消費者庁参事官宛てに回答を行うこととしてはどうかということでございます。

回答（案）が、最後の7ページでございます、事務局総務課長名で、先方の消費者庁参事官（公益通報・協働担当）宛てとなっております、「消費者庁文書に対する回答について」ということで、前段につきましては、先方からの文書、この依頼について、第465回電力・ガス取引監視等委員会（9月8日開催）及び第469回電力・ガス取引監視等委員会（本日9月28日開催）にて審議を行った結果、料金制度専門会合等における座長を含む委員については、適切な構成がなされていると結論づけられた、ということでございまして、そ

の下でございますけれども、その上で、消費者庁文書の記述のうち、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施することについては、委員会において、重要な指摘事項であり改善事項も含めて、改めて料金制度専門会合でも議論を行うべきとの指摘がなされた。

このため、当該指摘を踏まえ、9月13日に開催された料金制度専門会合にて審議を実施し、フォローアップ体制の拡充という観点から、今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討することが妥当と整理され、本委員会にも、その旨報告されていることから、今後、この点を十分に考慮した上で、引き続きフォローアップ等について真摯に対応してまいりたいと、このような形での回答をしてはいかがかということでございます。

以上、私からの資料の説明でございます。御審議のほどを、どうぞよろしく願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

岩船委員、どうぞよろしく願いいたします。

○岩船委員　　私は、この議論がなされた委員会は欠席でしたので、改めて、今回の方針について意見を述べさせていただきたいと思います。

私は、端から見ていて、今回の消費者庁から寄せられた文書というのは、かなり異例だという印象を受けました。

委員会では、委員の適切性には何の問題もない、それ以降も、この文書のように整理されたということに、心から賛同したいと思います。

今後のフォローアップ体制の拡充を含めた、今回の御対応を支持したいと思います。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして武田委員、どうぞよろしく願いいたします。

○武田委員　　私は、事務局の御提案に賛成いたします。料金制度専門会合の議論を見させていただきまして、改めて専門的・中立的な立場から議論が行われるべく、構成員の指名はなされていると感じました。

本件については、とりわけ委員長の職権行使の独立性にもかかわり得る問題でありまし

て、私は、事務局からの回答に先方が納得してくださることを強く願っております。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして圓尾委員、よろしく願いいたします。

○圓尾委員　　私も、この回答（案）と、それに至った過程については賛同したいと思います。

それで、念のため確認です。7ページの回答案の一番下に「今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討を進める」と書いてありますけれども、この検討を進める主体は、あくまで当委員会ということですよ、という確認だけしておきたいと思います。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今、確認事項がございましたが、事務局から、よろしく願いいたします。

○田中総務課長　　御審議、御質問ありがとうございます。

ただいまの圓尾委員から御質問のあった件につきましては、圓尾委員の御指摘のとおり、「今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討を進める」という主体は、当委員会でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今日、御出席の委員の皆さん全員から御意見をいただきました。ありがとうございました。

委員の皆さんからの御発言がございましたが、消費者庁への回答案に記載のとおり、料金制度専門会合等の座長及び委員については、私も電力・ガス取引監視等委員会委員長として、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項に基づき、専門的・中立的な立場から議論が行われるよう指名を行っており、現在の座長を含む委員の構成も適切であると考えております。

一方で、規制料金などのコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施することは大変重要でございますので、こうした点も踏まえ、事務局から御説明のあった対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますよう、お願いをいたします。  
ありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から、1点お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について」につき、9月20日付けで認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——